

## 売買単価契約書（案）

長野県北アルプス地域振興局長 ○○○○、長野県中信県税事務所大町事務所長 ○○○○、長野県大町保健福祉事務所長 ○○○○、長野県大町建設事務所長 ○○○○（以下「発注者」という。）と ○○○○ 代表取締役 ○○○○（以下「受注者」という。）は、次の条項により、物品の売買単価契約を締結する。

### （総則）

第1条 発注者、受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。  
2 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （売買物品）

第2条 売買物品は、レギュラーガソリン及び軽油とする。

### （納入期間等）

第3条 売買物品の納入期間及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期間 契約日から令和7年3月31日まで

(2) 納入場所 受注者が経営する給油所又は受注者が指定する給油所

2 受注者は、発注者が通知した車両番号に基づき、それぞれの車両ごとに給油券（カード）を発注者に交付し、売買物品の納入に当たっては、車両番号を確認の上、納入するものとする。

### （売買単価）

第4条 売買単価は、次のとおりとする。

(1) レギュラーガソリン

1リットル当たり 円×110/100 とする。

（うち、取引に係る消費税および地方消費税の額 円×10/100 円）

(2) 軽油

1リットル当たり単価 円+（ 円-32.1円）×10/100 とする。

（うち、取引に係る消費税および地方消費税の額（ 円-32.1円）×10/100）

### （契約保証金）

○契約保証金の納付を免除する場合（過去2年間の2回以上の履行実績を有する又は契約金額100万円未満であり、かつ履行確実と認められる場合）

第5条 契約保証金は、○○○円とし、その納付は免除する。

2 受注者はこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

○契約保証金の納付を免除する場合（保険会社の履行保証保険の場合）

第5条 契約保証金は、○○○円とし、その納付は免除する。ただし、受注者はこの契約の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結後、その保険証券を発注者寄託しなければならない。

○契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合。

第5条 契約保証金は、〇〇〇円とし、受注者はその納付に代えて発注者に対して次の担保を提供する。

国債 記号〇〇〇号 番号〇〇〇号 額面〇〇〇円

2 発注者は、受注者がこの契約の履行を完了し、検査の確認をしたときは、速やかに前項の担保を返還するものとする。

○契約保証金を現金で納付する場合

第5条 受注者は、契約保証金〇〇〇円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者がこの契約の履行を完了し、検査の確認をしたときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(納入方法)

第6条 発注者は、第3条に規定する期間中において、受注者から交付を受けた給油券(カード)を受注者が経営する給油所又は受注者が指定する給油所に提示し、車両に適した現品の引渡しを受ける。この場合、受注者は、納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。

(売買代金の支払)

第7条 受注者は毎月10日までに、第4条に規定する売買単価に前月中に前条の規定により納入をした当該物品の数量を乗じた額(その額に1円未満の端数があるときは、契約単価ごとにその端数を切り捨てた額)の合計額の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に売買代金を支払うものとする。

(危険負担)

第8条 第6条の規定による引渡し前に生じた売買物品の亡失又はき損による損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 受注者は、売買物品の引渡し後1年間に、当該売買物品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において当該売買物品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第10条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場

合は、この限りでないものとする。

(事情変更による契約の変更)

第 11 条 この契約の締結後において、市場価格の変動により、契約内容が著しく不相当となったときは、発注者と受注者が協議の上、契約内容を変更することができるものとする。

(契約解除)

第 12 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、第 6 条の規定により発注者の指定した日までに売買物品を納入しないとき又は納入することができないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、この違反の内容が軽微であるときは、この限りではない。

(談合その他の不正行為による解除)

第 12 条の 2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第 13 条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第 6 条の規定により発注者の指定した日までに売買物品を納入することができないときは、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該発注に係る売買代金に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第 7 条第 2 項に規定する期限までに売買代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、売買代金に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、第 9 条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、第 12 条及び前条の規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

5 受注者は、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 受注者は、第 1 項又は第 4 項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する延

滞損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 14 条 受注者は、第 12 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 12 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 15 条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第 17 条 本契約が契約期間の始期までに締結されない場合において、発注者・受注者双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取り扱う。

(A) この契約の締結を証するため、契約書 5 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和 6 年 月 日

発注者 大町市大町 1 0 5 8 - 2

長野県北アルプス地域振興局長 ○○ ○○

長野県中信県税事務所大町事務所長 ○○ ○○

長野県大町保健福祉事務所長 ○○ ○○

長野県大町建設事務所長 ○○ ○○

受注者 住所  
法人名  
代表者職・氏名